

早池峰岳神楽の廻村巡業経路からみる 神楽の伝播について

中 嶋 奈津子

【抄録】

早池峰岳神楽は、岳早池峰神社（岩手県花巻市大迫町 旧嶽妙泉寺）の奉納神楽であり、文禄4年の獅子頭を有することから神楽の開始からおおよそ400年経過していると伝えられる。江戸時代、岳神楽の人々は布教と経済活動を目的に早池峰山麓の集落を廻村巡業していたが、花巻市東和町の石鳩岡を巡業の拠点としていたこと、そして巡業地域には複数の弟子神楽が形成されていることは既に知られている。しかしながら、岳神楽の所在地である大迫町周辺での神楽の伝播状況が未だ不明である。これを明らかにするために令和2年（2021）より実施した大迫町亀ヶ森地区の調査を行ったところ、江戸時代の岳神楽の廻村巡業と神楽の伝播における興味深い資料を得ることができた。本論ではこれについて触れながら、亀ヶ森地区における神楽の変遷と岳神楽がいかにして早池峰山麓から各地へ伝播したのかについて考察した。

キーワード：岳神楽，大償神楽，弟子神楽，伝播，廻村巡業

はじめに

早池峰岳神楽（以下、岳神楽とする）は北上高地の主峰早池峰山麓の岳集落に所在する早池峰神社（旧嶽妙泉寺）の奉納神楽であり、文禄4（1595）年銘の獅子頭が奉安されていることから、神楽の開始より400年程以上経過していることが伝えられている。同じく早池峰山麓の大償集落に所在する大償神楽（大償神社の奉納神楽）とともに早池峰神楽と呼称されている⁽¹⁾。早池峰神社の古記録『嶽妙泉寺文書』⁽²⁾には、江戸時代に盛岡藩主南部氏から東の鎮守寺として庇護を受ける嶽妙泉寺に仕えた「六坊」と呼ばれる社人と祢宜により神楽は担われていたことが記録されている⁽³⁾。

岳神楽は江戸時代から「廻り神楽」と呼ばれる廻村巡業を行っていた。花巻市東和町の石鳩岡（旧小山田村石鳩岡）を拠点として2か月もの間、県央を中心に広範囲に渡り巡業を行っていたことは既に知られている。重要なのは、この廻村巡業の地を含む各地に「岳神楽の流れを汲む」とされる弟子神楽が複数存在していることである。その数はおおよそ80団体にのぼり、このうち直弟子である神楽組は①修験あるいは社人としての関わりから弟子入りした事例 ②岳神楽の廻村巡業の関わりの中で弟子入りした事例の二通りであることがわかっている⁽⁴⁾。このことから早

池峰神楽の伝播を考える上で、岳神楽が弟子の地域といつ・どのような関わりを持っていたのか、且つどのような交通経路を活用して各地域に出向いていたのが重要となるが、いまだ全体の解明に至っていない。本論の目的は、岳集落の所在する大迫町内川目に最も近く、しかも交通の要所となる大迫町亀ヶ森地区（旧亀ヶ森村）における調査をもとに、岳神楽がいかにして早池峰山麓から各地へ伝播したのかについて述べることにある。



写真1 岳神楽権現舞

1. 岳神楽の伝播における先行研究

早池峰神楽（早池峰岳神楽と早池峰大償神楽の総称）については、これまで多くの研究が蓄積されているが、その弟子や神楽の伝播について触れる報告は少ない。本田安次が昭和17年（1942）に岳神楽と大償神楽を「早池峰神楽」として紹介して、この二つの神楽の流れを汲むものをはじめ「弟子神楽」と呼んだ⁽⁵⁾。その後も森口・菅原・森尻らが、岳神楽や大償神楽の弟子神楽について報告している⁽⁶⁾。森尻は『弟子座の形成～地域の宗教感性と芸能への身体動機』において、岳神楽の弟子である早池峰岳流石鳩岡神楽に着目し、石鳩岡神楽が所在する旧東和町（現在、花巻市東和町）小山田の石鳩岡集落と岳神楽の所在する岳集落の、早池峰山信仰に基づく集落同士の交流や岳神楽の活動を踏まえながら、弟子神楽の形成について詳細に述べている⁽⁷⁾。この中で、岳神楽は石鳩岡集落を起点として数か月に及ぶ廻村巡業を行っていた事、加えてムラでは岳神楽を受け入れるシステムがあったことなどを述べている。菅原は弟子神楽の系譜図を作成して成立時期を付加しているが、その根拠については記していない。筆者は菅原の系譜図をベースに再調査を行い、弟子神楽の成立年代の根拠となるものを個々に確認して報告した。また岳神楽や大償神楽における伝播状況については、中村・中嶋らが報告している。中村が作成した岳神楽と大償神楽の系譜図と伝播を示す地図は⁽⁸⁾、それぞれの流れを汲む神楽が「早池峰岳流」あるいは「早池峰大償流」を名乗り、江戸時代から現代において県央を中心に広範囲に伝播していく様子がわかり、早池峰山信仰や神楽を研究する上で貴重な資料となる。それ以外に岳神楽や大償神楽の継承と伝播状況に触れる研究は見当たらない。

筆者はこれまで岳神楽と大償神楽の弟子神楽に着目し、各時代の早池峰神楽の継承と伝播について、その師弟関係を通して検討してきた。その結果、神楽は一子相伝で本来他の地域に伝承されるものではないが、理由があつて弟子を持ち神楽が伝授されたこと、加えてその時代により伝授の方法も異なること、そして古い時代に得た師弟関係が現代においても師弟両方の神楽を守る

ひとつのシステムになっていることなどを報告した。これに加え、岳神楽と大償神楽がいつどのようして早池峰山麓から里へ伝播していったのかを明らかにすることをひとつの課題としてきた。この全容についてはまだ解明されておらず、これを明らかにするには、今なお明確になっていない大迫町内川目（岳神楽と大償神楽の所在地）周辺地域での神楽の伝播状況を明らかにする必要があった。筆者はその地域のひとつである大迫町亀ヶ森地区（旧亀ヶ森村）の調査を令和2年から実施しているが、亀ヶ森地区の神楽の状況を把握するとともに大償神楽の隣接地域への伝承状況を明らかにした⁽⁹⁾。本論では、同じく亀ヶ森地区の調査結果をもとに岳神楽における伝播状況について報告し、いかにして岳神楽が早池峰山麓から各地へ伝播したのかについて述べたい。

2. 岳神楽の直弟子の成立時期の分類

これまでの調査で得られた岳神楽の直弟子神楽における伝承時期と来歴・その根拠（神楽伝授書や資料等）について、まとめたものを表1として掲載する⁽¹⁰⁾。

表1 江戸時代の岳神楽の弟子

岳直弟子	伝承時期	伝承方法と場所	根拠となる資料
葛神楽 花巻市	元和4年 (1618)	早池峰山で神楽を習得する。 「早池峯三神道より之伝書之写」	元和4銘神楽本
八幡神楽 花巻市石鳥谷町	元禄元年 (1688)	松の木の大原源太郎が岳に出向き神楽を習得した。	昭和36年書写八幡神楽巻物（写）
丹内山神社神楽 花巻市東和町	宝暦9年 (1759)	早池峰山神官柳田大和・小国河内守から谷内の丹内山神社柘宜小原治五右衛門へ伝承	宝暦9年銘神楽伝授書
赤沢神楽 紫波郡紫波町	天明2年 (1782)	天明年間（2年とも）に蕨田の嘉右衛門が、茅野の助八、沢野正五郎等と当時の飢饉対策の一環として師を岳から招いたことが伝えられる。	「御神楽縁事記」に記される伝承より
石鳩岡神楽 花巻市東和町	文化2年 (1805)	岳の小国常盤守藤原常正から小山田の菊池伝右衛門へ伝授	文化2年銘伝授書（焼失）
貴船神楽 花巻市石鳥谷町	文化年間末期 (1804～18)	南寺林村修験大蔵院（鎌田家）が岳に弟子入りして神楽を習う。文化時代	文政8年銘神楽本 天保4年銘神楽本
大畑神楽 花巻市	文政年間初期 (1818～30)	正月に大畑に門付けに来ていた岳神楽の人から習う。	文政13年神楽掟書
白土神楽 花巻市東和町	文政3年 (1820)	門付けに来ていた岳神楽から白土の菅原鶴松が習う。	文政年間の許状（焼失）・ 文政年間銘神楽本
種森神楽 花巻市石鳥谷町	文政5年 (1822)	新堀に門付けに来ていた岳神楽に澤藤伝五郎親子が弟子入りする。	文政11年許状（紛失） 文政12年銘獅子頭
塚沢神楽 遠野市宮守	天保5年 (1834)	門付けに来ていた岳の人に伊藤門兵衛と伊藤守深治が神楽を教わる。	天保5年銘獅子頭
関口神楽 花巻市石鳥谷町	天保年間 (1830-44)	北土佐公より諸道具を賜り、内川目嶽神楽より神楽を習い得る。（文化1～9年頃にも北家家臣晴山林蔵・淵沢忠右衛門・晴山一之進らが関わり、岳神楽を習った痕跡あり）	大正4年『八重畑村誌』 記述および郷土史家淵沢一郎氏調査資料等

さらに、直弟子の成立時期と伝承方法について検討し、筆者が6つの時代区分に分類したものを以下に記し、加えてこの分類を図式化した図1を掲載する。

《弟子の成立時期の分類》⁽¹¹⁾（2022年改訂）

第1期：修巖山伏による神楽の伝播期《文禄4年（1595）～享保13年（1728）》

修巖山伏同士の関わりの中で、個々に早池峰山に神楽を習いに来て習得していた時期である。

成立：葛神楽（花巻市 元和4年（1618））

八幡神楽（石鳥谷町 元禄元年（1688））

第2期：岳神楽の直弟子の形成初期《享保14年（1729）～文化8年（1811）》

享保14年（1729）に嶽妙泉寺20世義灯が仁和寺に跡目御礼に六坊を伴い上京し、その後六坊は吉田家の神道裁許状を得て神職（社人）となる。以降、六坊の神楽はより嶽妙泉寺との関係性が強くなり、神職同士や地域有力者との関わりの中で妙泉寺の神楽として伝授した時代である。

成立：丹内山神社神楽〈東和町 宝暦9年（1759）〉・赤沢神楽〈紫波町 天明2年（1782）〉・石鳩岡神楽〈東和町 文化2年（1805）〉など。

第3期：岳神楽の直弟子の形成最盛期《文化9年（1812）～天保5年（1834）》

文化9年（1812）に第10代盛岡藩主南部利敬（1782年－1820年）の神道化政策により「獅子舞神楽一党御差留」や修験による「氏神祭祀差留」の御触が出される。これにより六坊は嶽妙泉寺から里に下る。各集落を巡業しながら神楽を舞い、弟子を持つ時期である。

成立：貴船神楽〈石鳥谷町 文化時代（1804～18）末期〉・大畑神楽〈花巻市 文政時代（1818-30）初期〉など。

第4期：岳神楽の孫弟子の形成期《天保6年（1835）年～慶応3年（1867）》

『嶽早池峰妙泉寺文書』の天保6年（1835）の項には「門前六坊共」と記述されていることから、南部利敬の死後（文政3年（1820）没）しばらくして岳六坊は嶽妙泉寺に復活したことがわかる。遠野市宮守の塚沢神楽の成立を考慮すると、この年まで六坊が里で生活していたことが推測できる。これ以降明治時代まで直弟子は存在せず、神楽は弟子から孫弟子に伝播する。

成立：白土神楽〈東和町 文政3年（1820）〉・種森神楽〈石鳥谷町 文政5年（1822）〉・塚沢神楽〈遠野市宮守 天保5年（1834）〉・関口神楽〈石鳥谷町 天保年間（1830～1844）〉など。

第5期：近現代への移行期《明治元年（1868）～昭和11年（1938）》

神楽は個人的な付き合いなどの関わりから、教えられるようになる。

成立：夏油神楽〈北上市 明治時代（1868-45）初期〉・浮田神楽〈東和町 大正5年（1916）〉など。

第6期：戦後の神楽復興期《昭和12年（1937）～昭和51年（1976）》

直弟子の存在はなし。

3. 岳神楽の交通経路について

岳神楽の伝承がなされた交通路については、明確に述べられた報告は現在のところ見当たらず、唯一第2期成立の石鳩岡神楽が所在する東和町小山田（旧和賀郡小山田村）についてのみ、岳神楽の人々が居住する内川目から拝峠を通過して出向っていたことが報告されている⁽¹²⁾。以外の交通路も含めて、師弟両方に残された伝承から、以下の3つがあることがわかった。「地図1 岳神楽の交通路」を参照いただきたい。（地図1）

①折壁・赤沢経路

赤沢から折壁を經過する早池峰山登山口への経路である。岳神楽はこの経路を使い、紫波郡紫波町赤沢の赤沢神楽に指導に出向いていた。さらに赤沢からは同じく紫波郡紫波町の彦部や日詰方面へ向かうことができた。

②内川目～亀ヶ森～石鳥谷経路

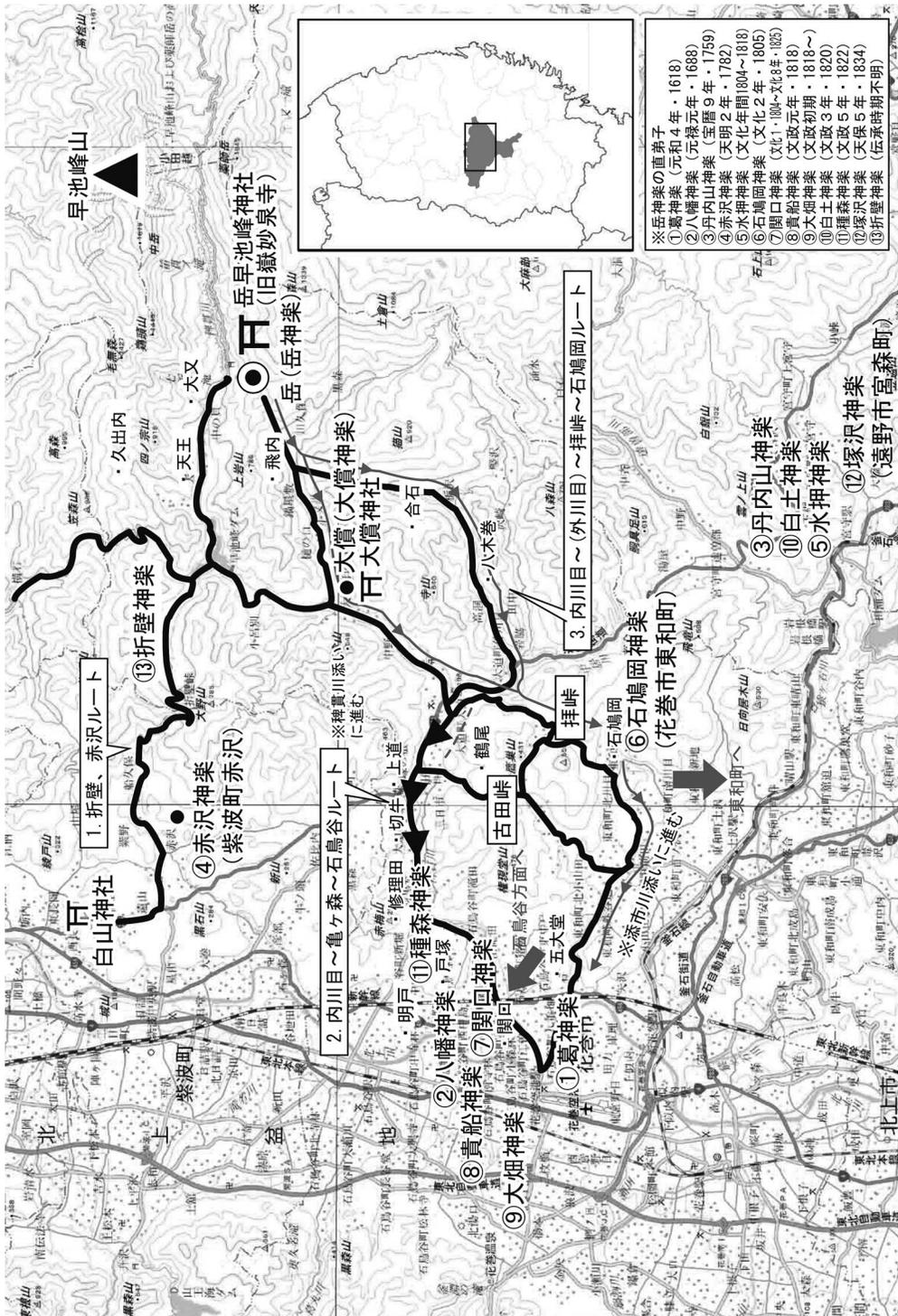
内川目から石鳥谷町（旧新堀村・旧関口村・旧戸塚村・旧八重畑村）までの最短経路で、内川目から大迫に下り、亀ヶ森を稗貫川沿いに進み石鳥谷方面にゆく経路である。亀ヶ森の衣更次と石鳥谷の滝田・関口を結ぶ古い道路で、花巻の葛方面とも繋がっていた。亀ヶ森ではこの花巻道の花巻街道とか大迫道などとも呼んでいた。

③内川目～（外川目）～拝峠～石鳩岡経路

内川目から閉伊郡へ越える峠道のひとつで、東和町小山田（旧小山田村）および石鳥谷方面への経路である。岳神楽衆が早池峰山の遥拝所である拝峠を越えて小山田に入ることに重要な意味を持つ。岳神楽は早池峰の神様を連れて、拝峠を越えてやってくると当時の人々に信じられており、「岳神楽は拝峠を越えなければ小山田に入れて貰えなかった」という言い伝えがある。

岳神楽はこの経路を廻村巡業の経路としており、小山田に入るとそこを拠点として東和町の各地を廻村巡業して一年間食べる米や雑穀を得ていた。その各地に弟子の神楽が所在している。

廻村巡業についての資料は稀少であり、唯一明記されているものは神道布令による文化9年（1812）の「獅子舞神楽一統御差留」に対して藩に提出された大償神楽組の嘆願書「乍恐奉願上事」である。これによれば、「(略) 例年嶽神楽獅子舞と隔年二十一月より翌二月迄、御支配所之内、外川目村、内川目村、亀ヶ森村、大迫村、三御町並新堀村、八幡村、関口村、八重畑村、滝田村 右御村嶽神楽と手分仕、祈祷神楽、門獅子舞ニテ相廻り罷有候 (略)」⁽¹³⁾と記されていて、当時岳神楽と大償神楽は隔年で現在の花巻市大迫町と石鳥谷町を巡業していたことがわかる。岳神楽は、以外に紫波郡紫波町や東和町（現在の花巻市東和町）など県央を中心に広範囲な巡業を



地図 1 岳神楽の交通経路

行っていたが、いつ・どの地域に訪れていたのか詳細について記された資料はみあたらない。

石鳥谷町（旧八幡村・旧関口村・旧八重畑村・旧滝田村）と隣接する大迫町亀ヶ森（旧亀ヶ森村）も稗貫郡最大の米の産地である。寛政9年（1797）の「邦内郷村史」資料によれば、大迫地方村高について大迫村 358 石・内川目村 418 石・外川目村 630 石・亀ヶ森村 1363 石、また天保8年（1837）「領内郷村石高」では大迫村 358 石・内川目村 619 石・外川目村 650 石・亀ヶ森村 1264 石と記録されていて、石鳥谷と亀ヶ森が神楽の廻村巡業において重要な地域であったことがわかる⁽¹⁴⁾。石鳥谷町への交通路は②内川目～亀ヶ森～石鳥谷ルートを歩いて廻村巡業を行っていた。石鳥谷の各地には岳神楽の弟子が所在しているため、通過点である亀ヶ森村にも岳神楽の弟子が存在したことが予測されたがこれまで調査されたものが無く、今回の調査で興味深い知見を得ることができた。

4. 亀ヶ森の神楽について

《亀ヶ森の地域的特徴》

花巻市大迫町亀ヶ森（旧稗貫郡亀ヶ森村）は、昭和30年（1955）に大迫町、内川目村と外川目村と合併し大迫町となり、さらに平成18年（2006）には花巻市に編入された。大迫町亀ヶ森は、縄文時代の土器や石器が出土する古くからの地域であり、中世には稗貫氏の家臣である亀ヶ森氏の居城があった⁽¹⁵⁾。亀ヶ森城は亀ヶ森氏の菩提寺である中興寺の背後に聳える山に築かれていて、その西側には八幡神社が鎮座している。八幡館山の東には、三日市があり、上屋敷・鍛冶屋敷・上宿・中宿・下宿などの地名が残り、当時栄えていた町であったことがうかがえる。江戸時代には、花巻と大迫を結ぶ旧道としての役割を果たしていた。『稗貫郷村志』によれば、弘化年間（1844～48）には亀ヶ森村には262戸あり、明治時代の初めには249戸、昭和41年（1966）には334戸となっており、先祖代々居住している家がいまだ多く残っていることもこの地域の特徴である⁽¹⁶⁾。明治初年に行われた寄宮では、亀ヶ森村社の八幡神社と切牛の熊野神社、神明社の三社のみが残置を認められたという。かつてこれらの神社に奉納していた三つの神楽が存在した。

《亀ヶ森の神楽について—3つの神楽の相互関係—》

かつて亀ヶ森には、上道神楽・切牛（キリス）神楽・修理田神楽の三つが所在していたが、いずれも廃絶していて、その来歴や経過も知られていなかった。昭和43年（1968）の大迫町郷土芸能祭のパンフレットには切牛神楽の上演記録があり、「亀ヶ森地区には大償神楽の流れを汲む神楽として、上道・修理田それにこの切牛と三つの神楽があり、往時は盛んに行われていたが現在はそれを伝え得る人が少なくなり、わずかに切牛神楽の系統にのみ残るだけとなった」と説明文があり、3つの神楽のうち切牛神楽が唯一戦後まで継続していたこと、そして当時の演目は獅子頭を奉じて舞う「権現舞」のみであったことが記されている。さらに亀ヶ森地区の3つの神楽

の詳細調査により、以下のことがわかった。

切牛神楽は亀ヶ森の八幡神社の奉納神楽であるが、もとは屋号切牛佐藤家の人々により佐藤家の氏神熊野神社の奉納神楽としてはじめられた神楽である。切牛佐藤家は「亀ヶ森の八軒家」と呼ばれる旧家のひとつであり、天保7年（1836）の百姓一揆の首謀者党十郎の出生した家でもある。氏神の熊野神社は明治初年の寄宮の際、亀ヶ森の三社（村社八幡神社・神明社・熊野神社）として残された。また、今回の調査の中で、同家に保存される獅子頭の内部に「奉納 神明宮 佐々木常陸介」の墨書があることが確認された。佐々木常陸介とは大償神社別当佐々木家七代当主であり、この墨書により大償神社・そして大償神楽との関係性が示唆される。切牛神楽の開始時期は不明であるが、佐々木常陸介が官位を得て着任していた安政2年（1855）～明治11年（1878）には、切牛神楽が行われていたことがわかる。前述のように大償流神楽と伝えられるが、明治16年（1883）銘の舎文の中には岳神楽系の「竜宮渡り」などの演目も含まれていてその起源は明確ではない。神楽は伊藤善吉（生家は切牛佐藤家）が代表を務めた昭和50年代まで続き、その後廃絶した。



写真2 切牛佐藤家の獅子頭

隣接の修理田地区の神楽（修理田神楽）についても開始時期が不明であるが、江戸時代後期から明治時代初期のものとして推定される舎文「言立記」が保存されており、加えて幕神楽を演目として持ちつつ明治20年（1887）頃まで活動が続いたことを考慮すると、やはり江戸時代後期もしくは明治時代初期には神楽が成立していたことが考えられる。屋号修理田高橋家に保存される獅子頭の幕には「大正一二年 八幡神社 別当高橋平八 八月一五日」と染められていて、当時より亀ヶ森八幡神社との関係性が見える。切牛佐藤家と修理田高橋家の両方の神楽元締家に、「切牛と修理田は兄弟神楽」と言い伝えられ、前述の資料を鑑みると最初に切牛で神楽が始まりその後修理田に神楽が伝えられたことが考えられる。亀ヶ森の3つの集落のうち最も大迫に近い上道の神楽（上道神楽）の成立時期も記録に残されていないが、亀ヶ森が文化年間にはすでに大償神楽と岳神楽の廻村巡業の霞場となっていることから、切牛神楽・修理田神楽同様の時代には神楽が始まっていたことが考えられる。

しかしながら、「亀ヶ森の神楽は大償神楽の流れを汲む」と伝えられてはいるが、亀ヶ森と隣接する石鳥谷町には早池峰山の遥拝所（権現堂山）があるため古い時代から岳神楽の霞であったこと、そして石鳥谷町の神楽の多くが岳流神楽であることを鑑みると、亀ヶ森の神楽が大償流神楽であるということに疑問が持たれる。とすれば、最初は岳神楽を学び、ある時期から大償神楽を学びなおして大償流へと変遷した可能性が考えられる。実は、これまでの調査の中でも同様

に、初めは岳流であったが、後に大償流へと変わった事例が見られている。また、獅子頭については大償神楽の流れを汲むとされる石鳥谷町戸塚の戸塚神楽（戸塚稻荷神社の奉納神楽。現在廃絶）の別当家でも同じく、「神主 佐々木常陸介 弘楞」の墨書がある獅子頭を確認していて、元治元年（1864 文久4年）の年号が記されている。これは、大償神楽の大償三社大権現と亀ヶ森八幡神社、あるいは石鳥谷戸塚稻荷神社の別当同士の関係性が示唆されるものであり、神楽の伝授もそうした関係性の中から実現したものと考えられる。また、戸塚神楽の獅子頭の事例からも、大償神楽が周辺地域に伝播していくのは、佐々木常陸介が官位を得て着任していた安政2年（1855）～明治11年（1878）の間であり、この人物が大償神楽の伝播に積極的に関わったことが考えられる。

このことから、亀ヶ森での岳神楽の伝播については、大償三社大権現別当佐々木常陸介が切牛に関わる以前の亀ヶ森と嶽妙泉寺との関りを探る必要性があることがわかった。

《亀ヶ森の修験と嶽妙泉寺六坊との関わり》

江戸時代、旧亀ヶ森村には法明院という修験がいて、村を縦断する稗貫川北側地域全体を霞としていた。『大迫町史』には法明院と六坊筆頭柳田家と嶽妙泉寺との関りが記されている。

「延享3年（1748）7月、内川目岳の楊田内蔵之助倍則から法明院に対して神道諸祓覚付之事が伝授されている。内容は、天地人五行祓、三種大祓、天地人三斎祓 三十番神である。」

内川目岳楊田内蔵ノ助とは妙泉寺岳六坊の筆頭柳田大和家と考えられ、祈祷を伝授されていることから嶽妙泉寺と深い関わりがあったことが考えられる⁽¹⁷⁾。

その後、法明院と養子縁組をした喜法院（宝暦5年（1755）～文化14年（1818））が跡目を継ぐ。喜法院は亀ヶ森村の3つの神社（貝の淵の神明社・切牛の熊野社・下村の天王堂）を祭祀していたことが棟札から明らかになっている。前述のように、切牛の熊野神社は切牛神楽の庭元佐藤家の氏神である。また、喜法院の子孫柳沢家は屋号「ボサマカマド」と呼ばれ、現在も行屋が残されている。その中には嶽妙泉寺の十一面観音の姿を映した江戸時代の札が残されていたことから、祭礼のときに嶽妙泉寺から札を受け取り霞に居住する住民に渡していたことがわかる。法明院が岳六坊筆頭の柳田家から祈祷法を伝授され、その後継ぎである喜法院が佐藤家の氏神を祭祀していたことを鑑みると佐藤家の切牛神楽は、もとは大償流神楽ではなく岳流の神楽であったことが考えられる。そしてその後なにかしらの理由により大償神社との関わりができ、岳流から大償流の神楽に変遷したものと見られる。

5. 葡萄沢用水の普請と背景について

《葡萄沢用水の普請と岳神楽の説話》

『亀ヶ森村誌』（大正14年発行）の「葡萄沢上水」の項には、旧亀ヶ森村と岳神楽について、次のような内容が記載されている⁽¹⁸⁾。

元亀ヶ森村北側東半部ハ、字赤井森ニ堤ヲ築キ之ヨリ用水ヲ供給シタリシガ、堤ノ附近伐木セラルニ依リテ漸次貯水量不足ヲ来タシ、止ムヲ得ズ用水使用者一同ノ申合セニヨリ、堤附近ノ樹木伐採ヲ厳禁シタリ。然ルニ年々水田ノ開墾増加ニ依リ、益々用水量ノ不足ヲ感ズル事切ナリキ。茲ニ於テ本村中島ノ宇兵衛、宝永二年、考フル処アリ、（中略）茲ニ於テ宇兵衛一層奮発シ、万難ヲシテ終始ソノ事業ニ活動ノ結果、漸クニシテソノ上水ヲ了シ、茲ニ亀ヶ森村北側東半部ニ最初六千刈ノ水田ヲ開墾セリ。時ニ宝永二年ニシテ時ノ藩主南部公ヨリ右ノ切ニ依リ堰守ト云フ役ヲ命ゼラレ、御免地祖十石ヲ拝領、大小両刀ノ佩用ヲ許サレタリ。（中略）

「（葡萄沢上水の堰守）権七ノ時代、内外川目村、大迫村ヨリ、ソノ用水ヲ使用セザルヲ理由トシ、結束シテ該溜ニ人夫ノ出役ヲ拒ミタリ。茲ニ於テ本村民、今迄ノ慣例ヲ破ルヲ怒リ、「今迄内川目ノ岳神楽ノ本村内ヲ御祈祷ニ廻ハリシヲ、今後ハ村内ニハ入レヌ条件ニテ之レヲ許シタリ。」

「宝永2年（1705）に、屋号中嶋の宇兵衛の尽力により亀ヶ森の稗貫川北側に葡萄沢用水を完成され、南部公より堰守の役割をいただいた。その息子権七（明治7年没）の時代に堰上げの人夫を要請したところ、周辺地域の内川目村・外川目村・大迫村住民たちは自分たちが葡萄沢上水を使わないことを理由に人夫の出役を断ってしまった。このために、亀ヶ森村側では今までの慣例を破ることを怒り、これまで岳神楽が亀ヶ森村を祈祷に廻っていたが今後は村内に入れないことを条件にそれを許した」ことが記されている。

亀ヶ森村最大の灌漑施設である葡萄沢用水の宝永2年6月の完成により、亀ヶ森では少々の日照りでも水不足に脅かされることがなくなった。新田7000刈余り・高70石余りが生産できるようになり、盛岡藩にとっても大きな収益のひとつとなった。葡萄沢用水は総長1950間、大迫葡萄沢で取水し、木戸ヶ沢・岩の目・蟹沢・久保田・野田・切牛を通水した。『亀ヶ森村誌』にはこの葡萄沢用水の普請をめぐる騒動の時代が明記されておらず、またこれ以外に資料がないため、内容が事実であるかは確認できない。しかしながら宇兵衛の子孫が代々堰守をしていたことは事実であり、権七は石田家文書により寛政4年（1792）には堰守の役割を果たしていることがわかっていて、明治7年（1874）に没している。寛政4年の資料には、藩財政の大きな収入となるため用水の整備を怠らぬことが堰守の役割であり、地域を10組に割ってそれぞれ組頭を立てて普請方の世話をして常に用水を守っていたことが記されている⁽¹⁹⁾。また、大迫から取水をしているために人足は亀ヶ森村だけでなく用水を使用しない大迫村側からも出役しなければならなかった。同年、堰普請に人足を出さない南部藩士毛馬内蔵人という人物を訴える資料があるため、葡萄沢用水の堰普請は重要事項であったことがわかる。権七の在任期間を考慮すると、『亀ヶ森村誌』の記事は1800年代のことであり、「岳神楽の祈祷を入れないことを条件に」という点は根拠がないが、折しも天保の大飢饉の影響を受けていれば大迫村側でも人足を出すことが出来なかったことが考えられる。また、この資料は岳神楽が亀ヶ森村を祈祷していたことを示す資料

となり、かつ藩の威光で活動していた岳神楽が百姓一揆の首謀者を出した地域に入ることが出来なくなった可能性も考えられる。

さらに、大償三社大権現別当佐々木常陸之介の着任期間などを考えると、文化・文政時代～安政元年までの期間の出来事であることが推定される。それまでは亀ヶ森村には岳神楽が来ていて、切牛佐藤家には岳流の神楽が伝承され、その後佐々木常陸介の時代に神楽は大償系となったことが推測される。とすれば、第11代盛岡藩主南部利敬の神道化政策により、六坊に対する「載拝状・官服御取上」「獅子舞神楽一統御差留」や修験による「氏神祭祀差留」が發布される文化9年（1812）以前までは岳神楽が亀ヶ森を巡業し、その後江戸後期に佐々木常陸介の布教とともに大償系の神楽へと変遷したのではないかと考える。

考察

これまで述べてきたことを考察として以下にまとめる。

①廻村巡業の地域は、元は岳神楽の震であった一岳神楽から大償神楽へ

旧大迫村・旧亀ヶ森村・石鳥谷町の各旧村などの廻村巡業の地域一帯は、元は早池峰信仰を基盤とした嶽妙泉寺岳神楽の震であり、そしてその地域にある神楽は岳から伝授された神楽であったことが考えられる。旧亀ヶ森村の法明院が六坊筆頭柳田氏と師弟関係を持ち、さらに喜法院が佐藤家の氏神を祭祀していたことを考慮すると、佐藤家の切牛神楽は、もとは岳神楽の流れを汲む神楽であったと考えるのが自然である。そしてその後、なんらかの理由により大償神楽（大償三社大権現）との関りができたと見られる。これと同様の事例が、隣接石鳥谷町の最古の神楽と言われる関口神楽である。大正10（1921）年発行『八重畑村誌』⁽¹⁶⁾の関口神楽の項には、「該神楽は専ら敬神愛国の道を尊奉せしむるために天保年間創設せしものにて当時北土佐公より右諸道具給はりしと、且つ其技は内川目嶽神楽より習い得たるものにて其後維持費として初穂を徴するため年中一回悪魔拂方々門獅子の舞を戸々に於て行ふを例とせり」と記されており、当時は岳神楽の門弟であることが確認できる。しかしながら、関口神楽はその後大償神楽を習い直して、「大償と岳神楽の両方の特色をもつ」とも伝えられている。また、花巻市東和町の石鳩岡神楽では文化2年（1805）ころより岳神楽から習い始めて、天保5年（1834）年に初めて弟子として正式に認められた⁽²⁰⁾。神楽を教わってから正式に弟子と認められるまでの期間が約30年間であり、このように弟子と認められるまでに長期間を要すれば、この間に師弟関係が途絶えてしまった神楽もあるのではないか。歴史も古いため、早池峰岳系の神楽は創始が不明な神楽が多く、関口神楽同様、後から大償神楽に師事する事例も見られる。

②なぜ、旧亀ヶ森村に岳流の神楽が残らなかったのか

切牛の覚十郎と喜多郎は、天保7年（1836）から始まった百姓一揆の首謀者として天保8年（1837）に処刑されている。覚十郎は切牛佐藤家の当主であり、この後、佐藤家の神楽が一度途

絶えたことが考えられる。同様の事例で、隣接東和町小山田の四反田神楽も担い手が百姓一揆に関わった嫌疑により、文化から天保3年（1832）に神楽組が御取潰しとなっている。いずれにしても、度重なる凶作による飢饉から端を発した百姓一揆の影響を神楽が受けたという時代背景がある。葡萄沢用水の「岳神楽を祈祷に入れない」という内容は根拠が得られないが、逆に藩の威光で活動する岳神楽が佐藤家の地域に入ることができなかつた可能性はある。その後切牛の神楽は大償流の神楽として復活したことも考えられる。

③廻村経路の展開

岳神楽が亀ヶ森村に入村することができなければ、廻村巡業で得られる米が減じる。亀ヶ森村を通る石鳥谷町までの②内川目～亀ヶ森～石鳥谷経路が通れなくなることにより、石鳥谷へ抜ける別の経路を模索する必要性が生じたことが予想される。これにより亀ヶ森村同様に穀倉地帯のひとつであり、しかも古来早池峰山信仰も篤く巡業の地であった小山田の石鳩岡集落を経路としたことが推察される。石鳩岡集落は、巡業で多くの米を得ることのできる重要な地域であったし、神楽衆を受け入れるシステムがあったことから長期間におよび逗留することもできた。よって、拝峠を経過して石鳩岡に入る経路③を利用して小山田に入り、もともと霞であった小山田の石鳩岡を起点として東和町や石鳥谷町に巡業に出かけたことが考えられる。石鳩岡神楽の成立は、文化2年（1805）であり、石鳥谷町や東和町の旧村の殆どの弟子神楽の成立もこれ以降である。図1の伝播の分類では、第2期から3期にあたり、この時期に岳神楽の伝播が盛んになされたことがわかる。

④岳流神楽から大償流神楽へ

前述のように佐々木常陸介は安政5年（1858）から明治3（1870）年まで大償三社大権現の別当を務めた人物である。石鳥谷町の戸塚神楽（戸塚蒼前神社の奉納神楽）の獅子頭にも「神主佐々木常陸介弘禱 奉納元治元（1864）年」の銘があることが確認されていて、これは大償三社大権現と亀ヶ森八幡神社、あるいは石鳥谷戸塚稻荷神社の別当同士の関係性が示唆されるものであり、神楽の伝授もそうした関係性の中から実現したものと考えられる。あるいはこの時期に佐藤家の神楽が大償神楽に弟子入りして大償系の神楽となったことも考えられる。筆者の調査によると、大償神楽は江戸時代末から明治時代初期にかけて、徐々に周辺地域に神楽の伝播が始まることが確認できている。このことから大償神楽が周辺地域に伝播していくのは、佐々木常陸介が官位を得て着任した安政2年（1855）～明治11年（1878）の間であり、この人物が神楽の伝播に積極的に関わったことが考えられる。さらに石鳥谷町の先には紫波町（旧紫波郡）があり、紫波町方面への大償神楽の伝播が確認できる。土館村新山神社にも大償神楽の弟子が存在することが明治21年（1888）の書簡からわかり、この時代は社風神楽であることを強調している傾向が見受けられる。

おわりに

本論では、大迫町亀ヶ森（旧亀ヶ森村）の調査の結果を踏まえつつ、亀ヶ森の神楽の変遷、そして岳神楽が如何なる経路により伝播したのかについて論じた。まず、江戸時代に亀ヶ森に最初に伝わったのは岳神楽である可能性が高く、それは亀ヶ森の修験と嶽妙泉寺・六坊との師弟関係の繋がりによるものであったことが考えられる。同様の事例が石鳥谷関口村などにも見受けられ、これらの地域に共通なのは早池峰山の遥拝所が存在することである。よって早池峰山の遥拝所のある大迫・新堀・小山田・紫波などには早い時期から早池峰山信仰の布教とともに岳神楽が浸透していたことが推察される。これについては、江戸時代に盛岡藩主南部家により東の鎮守として嶽妙泉寺が位置付けられていたこと、「嶽妙泉寺の神楽」として南部家の庇護を受けつつ活動してきた岳神楽が、地域住民の早池峰山に対する篤い信仰心により広範囲に広まっていったことが考えられる。門付けの拠点となったのは小山田の石鳩岡であり、以降廻村巡業の地域を中心に弟子神楽が増えていく。六坊の人々は南部利敬の神道化政策により嶽妙泉寺の社人であることの出来なくなった時期にも、これらの地域に支えられていた。文化2年（1805）に伝授された石鳩岡神楽は、現代においても強い絆のもとに岳神楽との師弟関係を結んでいる。第4期（天保6年（1835）～慶応3年（1867））以降、岳神楽の直弟子は見られなくなる。

一方、大償神楽の伝播が始まる時期は、おそらく大償三社大権現別当佐々木常陸介の時代であり、その時期は常陸介が官位を得て在職していた安政2年（1855）～明治11年（1878）の間である。神楽の伝播に積極的に関わった人物と考えられる。弟子をとらなくなった岳神楽と相反して、明治時代以降大償神楽の弟子は増えて、その範囲は亀ヶ森から紫波町まで及んでいる。

こうして、岳神楽は江戸時代に、そして大償神楽は江戸時代末から明治時代にそれぞれの廻村経路を持って活動していたこと、そしてそれに伴い神楽の継承と伝播がなされたことがわかり、これが現代の早池峰神楽と総称される二つの神楽の組織的基盤となっている。早池峰山麓には他にもいくつかの古い神楽が存在する。

今後は、これらの神楽同士との関わりやその影響を明らかにしていくことを目標としたい。

注

- (1) 早池峰神楽とは、岩手県花巻市大迫の早池峰山麓の岳集楽と大償集落に存在する二つの神楽の総称。岳神楽には文禄4年（1598）銘の獅子頭、大償神楽には長享2年（1488）銘の「日本神楽之巻物」が保存されている。
- (2) 『嶽妙泉寺文書』は、明治初年まで早池峰山麓に別当寺として存在した嶽妙泉寺に保管されていた江戸時代の文書。内容は「早池峰山由来記」「早池峰山御用留帳」のほか、由来・証文関係・納書・御室御所関係・什物関係・葬祭関係など妙泉寺の日常全般に関する記録である。「年中行事日記」は、寛政六年（1794）に法院祐宣（第25世と推定）が記録したもので、内川目の上須郷の伊藤家が所蔵していた。『嶽早池峰文書』は2006年に花巻市教育委員会により慶長二年から明治初年までが翻刻され発刊されている。
- (3) 岳神楽は妙泉寺六坊（大乘坊・蔵本坊・東林坊・妙学坊・教学坊・常楽坊）により支えられてきた。六

坊は最初は修験であり藩政中期の記録では本山派となっているが、享保14年（1729）以降、社人となる岳神楽の中心を担っていたのは柳田大和守である。

- (4) 中嶋奈津子「第6章 弟子神楽の成立過程」『早池峰神楽の継承と伝播』（思文閣書店 1983）
- (5) 本田安次『山伏神楽・番楽』斎藤報恩会 1942
- (6) 森口多里『岩手県民俗芸能史』錦正社 1971。菅原盛一郎『日本之芸能早池峰流山伏流神楽』東和町教育委員会 1969。
- (7) 森尻純夫「弟子座の形成－地域の宗教感性と芸能への身体動機」『民俗芸能研究』第11号 1990。
- (8) 中村良幸 他『石鳩岡神楽・土沢神楽調査報告書』花巻市教育委員会 2020。
- (9) 中嶋奈津子「大迫亀ヶ森地区における大償神楽の伝播と伝承経路について」『東北民俗 第56輯』東北民俗の会 2022
- (10) 表1は神楽組に残されている神楽伝授書や神楽本に記載されている内容・伝承される内容に基づいて作成した。
- (11) 筆者は著書『早池峰岳神楽の継承と伝播』（佛教大学 2013 168頁）の中で、当時の分析における「第1期～6期までの早池峰岳神楽の伝播図」を作成した。今回は第1期から3期について修正をかけたものを2022年改訂として掲載している。
- (12) 前掲(8) 石鳩岡神楽が所在する東和町石鳩岡を含む東和町の9地区が昭和29年（1954）まで小山田村であった。
- (13) 大迫町史編纂委員会『大迫町史 教育・文化編』273頁 1983年
- (14) 大迫町市史編纂委員会『大迫町史 産業編』99頁参照 1975年
- (15) 亀ヶ森城の築城年代は定かではないが、文亀年間（1501～04）頃に稗貫氏家臣八木沢外記が亀ヶ森八幡館に城を移したことが伝えられる。天文九年（1503）に、亀ヶ森図書広が城主となる。奥州仕置きにより稗貫氏は滅びるが亀ヶ森氏は以降、南部氏に仕えた。
大迫町市史編纂委員会『大迫町史 民俗資料編』1983年参照。
- (16) 前掲(15)「亀ヶ森の古い八軒屋」542頁参照
切牛佐藤家は、天保年間の百姓一揆の首謀者の一人、覚十郎の出生した家であり、江戸時代から続いている家であることがわかる。獅子頭のほかに当時の手製の法螺貝などを現在も保存している。切牛の熊野神社は乳の神として、参詣者が多かった。
- (17) 大迫町市史編纂委員会『大迫町史 教育・文化編』1983年 209頁参照
- (18) 亀ヶ森村『亀ヶ森村誌』1915年 亀ヶ森村『亀ヶ森村史抄』1925年
- (19) 前掲(14) 寛政4年「亀ヶ森石田文書」107頁
- (20) 花巻市教育委員会 中村良幸 他『石鳩岡神楽・土沢神楽調査報告書』2020 33頁

〔付記〕

本研究は JSPS 科研費 20k01201 の助成を受けたものです。

（なかしま なつこ 佛教大学総合研究所特別研究員）